

平成16年3月29日改正

平成18年3月30日改正

独立行政法人科学技術振興機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成15年10月1日

文 部 科 学 省

目次

序文	1
前文	1
中期目標の期間	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
【全体的事項】	1
【個別事項】	
1. 新技術の創出に資する研究	2
（1）戦略的な基礎研究の推進	
（2）社会技術研究の推進	
（3）対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進	
（4）革新技术開発研究の推進	
（5）先端計測分析技術・機器の研究開発の推進	
（6）研究開発戦略の立案	
2. 新技術の企業化開発	3
（1）委託による企業化開発の推進	
（2）研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進	
（3）大学発ベンチャー創出の推進	
（4）技術移転の支援の推進	
（5）研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開	
3. 科学技術情報の流通促進	4
（1）科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進	
（2）科学技術に関する文献情報の提供	
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	6
（1）地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進	
（2）地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進	
（3）戦略的な国際科学技術協力の推進	
（4）国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舍の運営等	

(5) 異分野交流の推進	
(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援	
5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	7
(1) 科学技術に関する学習の支援	
(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進	
(3) 全国各地への科学技術情報の発信	
(4) 日本科学未来館の整備・運営	
6 . その他行政等のために必要な業務	8
(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進	
業務運営の効率化に関する事項	8
1 . 組織の編成及び運営	
2 . 業務運営の効率化	
財務内容の改善に関する事項	9
1 . 欠損金の処理	
2 . 自己収入の増加	
3 . 固定的経費の節減	
その他業務運営に関する重要事項	9
1 . 人事に関する事項	
2 . その他機構の業務の運営に関する事項	

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。

この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)等の国の科学技術政策に則り、重点的・効率的に以下の施策を推進するものとする。

中期目標の期間

機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6ヶ月間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【全体的事項】

(1) 科学技術創造立国の実現を目指し、社会経済発展の原動力となる知の創造とその活用を目的として、科学技術基本計画等の国の政策に沿って、機構における科学技術振興戦略の企画立案を行う。

(2) 研究者、企業等のユーザーをはじめとする国民の立場に立った効果的・効率的な業務を行うため、事業の評価活動を充実するとともに外部ニーズを的確に把握し、事業の改善を適宜行う。

(3) 事業の成果の社会への波及を目的として、分かりやすい形で公表する。

(4) 業務運営の効率化、成果の有効活用及び積極的な外部機関実施業務

への貢献のために、文部科学省その他関係行政機関、大学、公的研究機関等との有機的連携を行う。

(5) 機構の自主・自律性を確保する観点から、中期目標には機構が達成すべき基本的な目標を定め、中期目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な事項は、中期目標を達成するために機構が作成する中期計画において定めることとする。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、新技術の創出に資する基礎研究及び基盤的研究開発に係る業務を行う。

(1) 戦略的な基礎研究の推進

競争的環境下で基礎研究を推進し、文部科学省が社会的・経済的ニーズに基づき設定する戦略目標の達成に資する研究成果を得る。

研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向けた最適な研究領域を設定し、それぞれの研究領域毎に研究総括を置いて、国内外の産学官の研究者により適切な研究体制を構築する。

また、卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究、基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究、特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発などについては新たな課題の採択は行わないものの、既に研究を開始している課題についてはそれぞれの研究目的を達成する。

これらの研究成果については公表、普及するとともに、研究の推進に当たり、公正で透明性の高い評価を実施し、研究計画の見直し及び資源配分への適切な反映による効果的・効率的な研究管理を行う。

(2) 社会技術研究の推進

我が国社会が抱える様々な問題を解決し、社会における新たなシステムの構築に寄与する技術(技術的根拠/知識体系)を確立することを目的として、自然科学と人文・社会科学の複数領域の知識を統合し、個別分野を越えた幅広い視点から研究開発を行い、現実の社会問題の解決に資する研究成果を得る。

(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

先端的な科学技術を駆使して人道的観点からの対人地雷探知・除去活動を支援するための技術の研究開発を進め、平成17年度及び平成19年度を目途と

した地雷被埋設国等における実証試験に、開発した技術を供する。

(4) 革新技术開発研究の推進

民間等の有する革新性の高い独創的な技術を、実用的な技術へ育成することを目的として、安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連する技術開発を実施する。

(5) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発を推進する。研究開発動向を踏まえて重点的な推進が必要なものとして文部科学省が特定する各開発領域において先端計測分析機器及び周辺システムを開発する。また、研究者の幅広い独創的なアイデアが活かされる先端計測分析機器及び周辺システム、並びに新しい独創的な発想に基づくこれまでに開発されていない計測分析技術・手法の実現を目指した研究開発を推進する。なお、その推進にあたっては、研究のニーズが適切に反映される計画とする。また、機構における関連する研究開発と連携して総合的な運用を図ることにより効率的な研究開発を進める。

(6) 研究開発戦略の立案

研究開発戦略の立案、同戦略に基づく事業の推進を的確に行うため、国内外の研究開発動向等を調査・分析する機能を強化し、これらの情報の提供、社会的・経済的ニーズの分析による今後必要となる研究開発課題の体系的抽出等を行う。

得られた成果については、機構の事業全般において活用する。

2. 新技術の企業化開発

社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、大学、公的研究機関等の優れた研究開発成果の企業等への技術移転に係る事業を行う。

(1) 委託による企業化開発の推進

大学、公的研究機関等の研究開発成果のうち、国民経済上重要な成果であって特に開発リスクの大きなものについて、企業の持つポテンシャルを最大限に活用して企業化開発を的確かつ効果的に実施することを目標とする。

平成5年度以降の開発終了課題に対する中期目標期間終了時の成果実施率が、開始時より上回ることを目標とする。【開始時の成果実施率：25%】

(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進

新技術の実用化を目的として、大学、公的研究機関等の研究開発成果の移転に向けた、効率的な技術開発の推進、あっせん・実施許諾等を行う。

大学、公的研究機関等の研究開発成果のうち、その実用化が望めるものを選定し、効率的な技術開発を実施することにより、その後の企業化につながる開発成果を増加させる。

大学、公的研究機関等の研究開発成果及び機構における基礎研究事業等の成果について、大学、公的研究機関及び技術移転機関等と連携すること、研究開発成果の情報提供機能の強化すること等により、企業等に対してあっせん・実施許諾を行い、新技術を実用化する。

(3) 大学発ベンチャー創出の推進

大学、公的研究機関等の研究成果のうち、ベンチャー企業の創出が期待されるものを選定し、新産業創出を目指した研究開発を推進することにより、ベンチャー企業の創出及び事業展開に大きく貢献する。中期目標期間中に終了した研究開発課題に関する起業率が中期目標開始前の起業率の実績を上回ることを目標とする。【開始前の起業率：60%】

(4) 技術移転の支援の推進

大学、公的研究機関及び技術移転機関等における研究開発成果の特許化をはじめとした技術移転活動を積極的に支援するとともに、これらの活動の基盤となる人材を育成する。さらに他の技術移転支援制度との連携の下、我が国における産学官連携及び技術移転基盤を確立する。

(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開

大学、公的研究機関等の研究開発成果の社会還元を目的として、研究開発ポテンシャルの高い地域における機構の地域活動拠点として研究成果活用プラザを活用し、地域の産学官の研究機関との連携を図ることを通じて、当該研究成果の企業化に向けた育成を行う。

3. 科学技術情報の流通促進

科学技術の振興のための基盤の整備に資するため、国内外の科学技術に関する情報を収集し、整理し、保管し、提供し、閲覧させる事業を行う。

(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進

我が国の科学技術の研究開発等に関する情報の流通を促進するため、大学、

公的研究機関、研究者等に関する情報を収集し、インターネット等を活用することにより、利用者が利用しやすい形での提供等を行うとともに、科学技術情報に関する国際協力、標準化等を行う。

研究者等の研究開発活動の支援、多様なキャリアパスの開拓、研究開発成果の迅速な展開等に資する情報の流通を促進するため、国内の大学、公的研究機関について、研究機関、研究者、研究課題、研究成果、人材需給等に関する情報を収集、データベース化し、提供等を行う。

データベースの年間アクセス数について、中期目標期間中において、着実に増加させることを目標とする。

公的研究機関の所有する貴重な研究開発に関する情報を有効に活用するため、特に有用と認められるものについては、当該情報のデータベース化、その支援等を行い、当該データベースを公開する。

技術者等に要求される技術革新能力や技術管理能力等を含めた技術力の向上のため、技術者等が継続的能力開発を行うためのインターネット自習教材の開発・提供を行うとともに、科学技術分野の事故や失敗の未然防止等に資する知識等を整理し、公開する。

ゲノム情報等の膨大な生物情報を整理統合し、有用な知識を見出すことによる新産業の創出等を図るため、新しい生物情報の研究開発によるデータベースの整備等を推進するとともに、当該データベースの普及を促進する。

国内外の研究開発動向の調査、研究者等の行う研究開発の推進等に資するため、科学技術に関する資料を網羅的に収集等するとともに、科学技術に関する文献情報の発信、流通等について電子化や国際化に対応するためのシステムの整備、運用等を行い、これらの科学技術に関する文献情報と特許情報等の知的財産に関連する情報をリンクし、研究成果の産業化に資するシステムの整備、運用等を行う。

特に、科学技術に関する文献情報の電子化については、我が国の研究成果をより多く国際社会に発信する観点から、支援する学協会数を毎年度増加させることを目標とする。

(2) 科学技術に関する文献情報の提供

研究者等が必要とする科学技術に関する文献を容易に利用できるようにするため、収益性を確保しつつ実施する文献情報提供業務として、収集し

た科学技術に関する文献に抄録等を付与した文献情報に関するデータベースを整備し、インターネット等を活用することにより、利用者が利用しやすい形での提供等を行う。

当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、利用者の利便性向上等の取組みを進め、当該データベースの利用数の向上を図る。

4．科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

科学技術振興のための基盤の整備に資するため、科学技術に関する研究開発に関する交流・支援に係る事業を行う。

(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

都道府県や政令指定都市(地域)において、地域が目指す研究開発目標に向けて、研究能力を有する地域の大学、公的研究機関、研究開発型企业等を結集して共同研究等を行うことにより、新技術・新産業の創出に資する研究成果を生み出すとともに、その地域において研究に参加した研究機関と研究者がその分野の研究を継続・発展させ、さらにその成果を利活用させるような体制の整備を目指す。

(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進

地域における科学技術基盤形成に資するコーディネート活動の拠点の整備にあたり、この拠点の活動である、優れた研究開発人材の発掘、研究資源情報の蓄積、研究情報ネットワークの構築、人的交流ネットワークの構築及び、研究成果の育成を支援する。

(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進

政府間合意等に基づく科学技術分野における重要課題のうち、文部科学省が設定した課題に関する研究集会、共同研究等を行うことにより、国際研究交流を促進するとともに、当該課題に係る具体的な成果を得る。

(4) 国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舎の運営等

科学技術分野における国際交流を促進するために、国際シンポジウムの開催等を通じた内外への情報発信、高い入居率の維持等による外国人研究者宿舎の効率的な運営、海外の関係機関との連絡・情報収集体制を充実させる。

(5) 異分野交流の推進

異なる研究分野、組織の研究者が連携・融合する契機となる場を提供し、研究者による自由な意見交換を通じて研究者間の交流を促進することを通じ、研

研究者の新たな研究領域創出を支援する。

(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援

国立試験研究機関及び試験研究を行う独立行政法人が重点を置く創造的・基礎的研究の高度化・効率化に資するため、研究協力員を派遣することにより、当該機関の研究体制を支援する。

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

科学技術の一層の振興及び科学技術活動を支える質の高い人材の養成に資するため、国民に対する科学技術の知識の普及、関心・理解の増進に係る事業を行う。

(1) 科学技術に関する学習の支援

学校における科学技術に関する学習の支援を行うことにより、児童生徒に対して科学技術の理解増進を図る。

文部科学省の指定等に基づき科学技術、理科・数学に関する学習を重点的に実施する高等学校等について支援を行うことにより、理科・数学の学習の充実及び児童生徒が科学技術の研究者、研究現場及び研究成果に実際に触れる機会を拡充する。

研究機関等における最先端の研究開発成果を学習素材として活用し、IT（情報技術）により児童生徒が科学技術、理科を分かりやすく理解できるデジタル教材を開発し、開発手法について公開するとともに、開発したデジタル教材を用いた学習活動について評価を実施する。平成17年度までに順次希望する教員、学校、教育委員会等に提供し、成果の活用を推進する。

科学技術理解増進事業において蓄積してきた事例・成果等を紹介すること等により、科学技術に関する知識の普及について各教育委員会等との連携を強化する。

(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進

地域における科学技術理解増進活動を担う科学館やボランティア等の人材がより効果的に活動を行うことができるようネットワークの形成支援等の活動のための環境を整備する。

(3) 全国各地への科学技術情報の発信

効果的に情報発信を行うことができるＴＶメディアを活用する科学技術番組を開発し、その普及を推進する等、波及効果の高いメディアの活用やイベントを通じ科学技術情報の発信を行う。また、先駆的な手法を用いて科学技術に関する展示手法・物の開発を行うとともに、その活用を推進することにより、国民に科学技術について分かりやすく伝え、科学技術に関する理解を増進し、関心を喚起する。

(4) 日本科学未来館の整備・運営

最先端の科学技術及び科学技術の理解増進に関する内外への情報発信及び交流のための拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。運営に当たっては、展示手法の開発やイベント等の充実等を通じ、各年度当たり50万人以上【平成14年度は58万人】の来館者数を確保する。

6. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。

業務運営の効率化に関する事項

1. 組織の編成及び運営

(1) 理事長が指導力を発揮して、組織全体として明確な方針の下に運営する。

(2) 機構の目標を最も効率的、効果的に実現可能な体制を整備する。この際、組織の肥大化を抑制するとともに、機動性、効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、存在意義の薄れた部署、非効率な部署は、スクラップする。

(3) 職員の業務に関する評価を適正に行い、職務、職責及び業績に応じた適切な職員の処遇を行う。

2. 業務運営の効率化

(1) 各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費を節減し、事務を効率化、合理化する。国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、既存経費の徹底的な見直しを行い、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く）について、中期目標期間中にその12%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業

務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。

文献情報提供業務については、サービス毎の利用者の需要分析、収支バランス等を考慮し、不断に事業の見直しを行うとともに、中期目標期間中に事業費について、11%以上の業務の効率化等を実施し、収益性を確保する。

また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

(2) 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。また外部機関との連携による効率化についても推進する。

(3) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間で、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

(4) 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、平成18年度末までのできる限り早期に最適化計画の方針を策定する。

財務内容の改善に関する事項

1. 欠損金の処理

文献情報提供勘定の欠損金については、欠損金の計画的な処理を早急に進めるため、収支を改善するための計画を策定し、これを着実に実行する。

2. 自己収入の増加

一般勘定について、日本科学未来館等に係る自己収入(知的財産権の譲渡又は実施料収入に係るものを除く。)の増加を図ること。

3. 固定的経費の節減

管理業務に係る経費の節減等することにより、固定的経費の総事業費に占める割合を減少させる。

その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

研究評価の充実の観点から、研究経験を有する者を積極的に登用する。

2. その他機構の業務の運営に関する事項

産業活力再生特別措置法第30条（バイドール条項）を適用し、委託研究によって生じる知的財産権については委託先が希望した場合には譲渡する。

事業におけるサービス利用者への必要な経費の支出は、目的及び内容が適正なものを対象として、公正かつ効率的に使用されるよう行うが、サービス利用者への経理処理面での過剰な負担を強いてサービス利用者へのインセンティブを損なうなど事業本来の円滑な運営を妨げることのないように十分配慮するものとする。